

令和2年第3回防府市議会定例会会議録（その4）

○令和2年6月22日（月曜日）

○議事日程

令和2年6月22日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	宇多村 史 朗 君	2 番	吉 村 祐太郎 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	久 保 潤 爾 君
7 番	和 田 敏 明 君	8 番	田 中 敏 靖 君
9 番	今 津 誠 一 君	10 番	山 田 耕 治 君
11 番	清 水 力 志 君	12 番	田 中 健 次 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	曾 我 好 則 君
15 番	石 田 卓 成 君	16 番	上 田 和 夫 君
17 番	行 重 延 昭 君	18 番	橋 本 龍太郎 君
19 番	安 村 政 治 君	20 番	山 根 祐 二 君
21 番	高 砂 朋 子 君	22 番	山 本 久 江 君
23 番	三 原 昭 治 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	伊 豆 利 裕 君
総 務 部 理 事	石 丸 泰 三 君	人 事 課 長	宮 本 松 典 君
総 合 政 策 部 長	小 野 浩 誠 君	地 域 交 流 部 長	島 田 文 也 君
生 活 環 境 部 長	原 田 みゆき 君	健 康 福 祉 部 長	藤 井 隆 君
産 業 振 興 部 長	熊 野 博 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	友 景 康 浩 君
土 木 都 市 建 設 部 理 事	入 江 裕 司 君	入 札 検 査 室 長	森 田 俊 治 君
会 計 管 理 者	小 阪 一 人 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	野 村 利 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 江 博 文 君
消 防 長	田 中 洋 君	教 育 部 長	能 野 英 人 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 廣 中 敬 子 君

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、清水浩司議員、5番、藤村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、先週に引き続きまして、一般質問でございまして、よろしくお願ひいたします。

これより早速、質問に入ります。最初は、2番、吉村議員。

〔2番 吉村祐太郎君 登壇〕

○2番（吉村祐太郎君） 皆様、おはようございます。「爽風会」の吉村祐太郎です。

まず、このたびの新型コロナウイルスで亡くなられた方に哀悼の意を表するとともに、感染拡大防止に努められた事業所の皆様、また、最前線で新型コロナウイルスと闘われた医療従事者の皆様に心より敬意を表します。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

今年3月に新型コロナウイルスが流行し、政府からも緊急事態宣言が発令される事態に

なりました。民間企業や一部の民間団体では、早くからテレワークなどが導入され、人と人との接触機会は、多少ではありますが減少された傾向にあります。

防府市役所でも、4月22日から出勤日数を減らす取り組みがありましたが、テレワークとは呼べる状態ではないと聞いております。今後、第2波、ほかの感染症等が流行した際に、確実に必要になってくる設備・措置だと確信しております。また、これからの時代の働き方を劇的に変えるツールだと、私自身考えております。

そこでお聞きしますが、現在、防府市では今後の展開、時代を見据えて、テレワーク等の導入を検討されているのでしょうか。

また、以前の市役所では、紙媒体で資料を保管されているとお聞きしました。市役所中の膨大な資料を紙で保管し、必要な際、毎回探す作業は、現在が令和ではなく昭和かと思わせるほど非効率的です。実際、棚は庁舎の床面積を圧迫し、また、取りに行く際の時間の無駄等も発生いたします。その無駄に人件費が発生していることを考えると、民間出の私の考えではありますが、書類を探す単純作業に、本当にその人件費分の価値があるかどうか非常に疑問に思います。

そこでお聞きしますが、今後、資料をデータ化しクラウドで管理するなどの予定はあるのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 2番、吉村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 私からは、吉村議員の市役所のIT化についての2点の御質問のうち、1点目の、テレワーク等の導入について、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、去る4月7日に緊急事態宣言が行われ、広く国民に対し、7割から8割程度の接触機会低減の取り組みが求められ、4月13日には国から地方公共団体に対して、十分な感染防止対策を講じつつ業務を継続することを優先とした上で、可能な範囲での出勤者削減の取り組みについての文書が発出されました。

これを受けまして本市では、緊急事態宣言発令の中、市民サービスへの影響を最小限に抑えることを前提として、市庁舎各職場の勤務者の割合を5割にすることを目指し、在宅勤務や執務室の分散化、時差出勤や振り替えによる土日勤務などを実施しました。ここでの在宅勤務は、出勤人数の抑制を最優先に緊急対応として実施したもので、議員も御指摘されましたが、テレワークと言われるようなものではございませんでした。

テレワークについては、近年、国の様々な省庁で推進されており、ICTを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方として、ワーク・ライフ・バランスの向上や、女性、高齢者、障害者等の就業機会の拡大、多様な人材の確保による生産性の向上などの様々な

効果が期待されているものでございます。

自治体の導入状況についてですが、総務省の平成29年版情報通信白書によりますと、民間企業のテレワーク導入率が約13%であるのに対し、市区町村の導入率はわずか2%と低い水準となっております。基礎的自治体として多くの個人情報を取り扱い、また、業務の中心が住民サービスであることが大きな原因とされており、さらに地方においては、職場と住居が近接し、通勤のストレスが低いことから、現状では導入メリットが少ないと思われることも要因の一つと思われます。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症への対応として、長期間にわたり感染拡大を予防する新しい生活様式の実践が進められていく中で、様々な分野でテレワークをはじめ、ウェブ会議や行政手続のオンライン化などのデジタル技術を活用した取り組みが一層進み、新たな日常の求めとして、社会全体に普及していくことが考えられます。

テレワークの導入に向けましては、セキュリティーの確保や個人情報の保護、職員のメンタルケア等の労務管理上の問題などがあり、また、何よりも導入によって、市民サービスをいかに向上させていくかが課題となります。このため、今議会において、ウェブを通じて公民館と本庁とで話ができる体制を整備することとしておりますが、今後、テレワークの導入をする場合の問題や課題への対応も含めて、しっかりと検討していく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（伊豆 利裕君） 私からは、2点目の資料の保存方法等についてお答えをいたします。

市が保存しております文書・資料には、市民の皆様から提出される申請書や、国や県からの通知、職員が職務上作成し、取得した文書など様々なものがあり、防府市文書取扱規程に基づき管理をいたしております。

文書等は、その内容によりまして、永年、10年、5年、3年、1年の保存期間を定めており、保存期間別にそれぞれ簿冊にとじ込んで管理をいたしております。具体的には、永年保存と10年保存の簿冊は、総務部行政管理課の文書庫に引き継いで保管をし、保存期間が比較的短い5年、3年、1年の簿冊は、各課の執務室で保管をしており、その総数は約6万冊となっております。

これらの簿冊の中には、必要以上に多数の資料がとじられたものや、保存期間が経過しても廃棄していないものも見受けられます。このことが、執務室の空間を圧迫している要因の一つにもなっております。このため、新庁舎建設に当たりましては、現在の文書量の

5割程度の削減を図り、執務スペースの効率化を目指すこととしております。

文書管理に当たりましては、簿冊による文書管理から、文書をファイリングで管理する方式へ移行することで、保存期間ごとの文書保存の徹底による量の削減や、迅速に文書の検索ができるシステムの構築に努めてまいりたいと考えております。

なお、職員が共有して使用しております条例、規則等の例規集、あるいは計画書、マニュアルなどについては、既に庁内のネットワーク上で閲覧できるシステムを運用しているところでございます。

今後、より一層、ICT技術を活用し、庁内のペーパーレス化や行政事務の効率化に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 吉村議員。

○2番（吉村祐太郎君） 御答弁ありがとうございました。

今現在、小・中学校もタブレットを導入し、今の小・中学生が大人になる頃には、タブレットが使えるか使えないかを聞くことすらなくなる時代が、もう目の前まで迫ってきていますので、ぜひ、より一層力を入れて推進していただくことをお願い申し上げて、この項の質問を終わります。

最後に、自治会等の行事の開催判断について御質問します。

防府市には自治会をはじめとする様々な民間団体がありますが、このたびの緊急事態宣言以降、リモートに対応できる団体と、そうでない団体がありました。リモートに対応できないことに関しては、時代の流れについていけないなどいたし方ない事情があるでしょうが、リモートに対応できないにもかかわらず、従来どおりの手法で運営している団体も見受けられました。

また、そのような団体の関係者の方から、「花見は外ですから、距離は取らなくて大丈夫か」との連絡がありました。私は、3密は1つでも該当する場合は避けるべきだと解釈しておりましたので、「可能な限り、そのような状況は避けてください」と伝えましたが、「3密は、全部そろわなければ大丈夫なのではないか」という言葉が返ってきました。

現在、防府市での感染者はいませんが、今後の第2波、ほかの感染症等が流行した際は、分かりやすい事例も絡めてアナウンスをかけていただきたいと思いますと思っております。

そこでお聞きしますが、民間団体の中には、事業をするかどうかの判断が非常にまとまりにくく、もしくは下部組織に全部一任しているところもありますが、今後、防府市が新型コロナウイルス感染症等の案内を出す際は、実例等を絡めて判断しやすいように配慮していただけないでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 吉村議員の今後の地域の活動についての御質問にお答えいたします。

まず、自治会、町内会の皆様におかれましては、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、「市からの重要なお願い」の全戸配布など、感染症の拡大防止に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自治会等への感染症対策の啓発についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことに伴い、自治会等で延期や自粛をされていた行事等の開催を再度検討されていることと存じます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、今後の行事等の開催においては、感染防止の3つの基本である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いといった、新しい生活様式の実践が強く求められております。そのため、市といたしましても、公民館をはじめ市が管理する施設におきましては、緊急事態宣言解除後の利用の再開に当たり、施設ごとに感染拡大防止のためのガイドラインを定め、利用される方に御協力をお願いしておるところでございます。

また、自治会または民間団体の方が実施される各種行事や活動の開催可否の判断の参考にしていただくため、国が示しているイベント開催に関する基本的な考え方や、市役所における会議等での対策を整理したものを、より分かりやすい内容となるよう作成し、今後、自治会等にお示しするとともに、市ホームページでも周知してまいりたいと考えております。

なお、今後の感染拡大防止対策の一環で、このたびの一般会計補正予算において、自治会が行う衛生対策の促進として、会議や行事を開催する際の衛生物品の購入、第2波等に備えた備蓄用の消毒液やマスクの購入、自治会館の蛇口をレバー式に交換するなど、各種衛生対策の取り組みを支援するため、1自治会当たり10万円を支給する予算を計上しております。

自治会の皆様におかれましては、今後とも地域振興に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 吉村議員。

○2番（吉村祐太郎君） 御答弁ありがとうございました。

自治会等に関わる方の中には、非常に小さなお子さんを持たれている子ども会の方や、感染したら――正直出たくないけど、出ないといけないという方も中にはおられますんで、

半ば強制力が働かないように、しっかり市のほうからも、それに関しても同時に働きかけをお願いしたいことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、2番、吉村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、23番、三原議員。

〔23番 三原 昭治君 登壇〕

○23番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治です。通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず、第1点は、緊急通報装置の設置による緊急通報体制整備事業について、質問いたします。

防府市が実施しております緊急通報装置の設置による緊急通報体制の整備事業は、高齢者や障害者の方々などの急病時等の緊急時における通報対応システムで、安心して在宅生活を過ごしていただくことを目的に行っています。

従前は、当事者の通報から家族や親戚、知人などの協力者に連絡が行き、最終的には消防本部へ通報が行くというシステムでした。しかし、依頼する協力者がいない、誤報が多いなど問題や課題が多くありました。

そこで、私は民間による緊急通報システムがあることを知り、平成18年の一般質問において、民間システムの導入を求めてまいりました。その後、幾度か導入を求める質問を繰り返してきました。そして平成28年1月、10年がかりでようやく導入が実現しました。

新システムの開始から約3年半がたちました。時代も刻々と変容し、高齢化も進展から超高齢化時代の到来と変わってまいりました。その中で、システム同通報装置の事業の検証も兼ねて、今回、質問をさせていただきます。そこで、事業の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 23番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 三原議員の緊急通報装置の設置事業についての2点の御質問にお答えをいたします。

緊急通報装置設置事業は、ひとり暮らしの高齢者や重度心身障害者等に対し、ボタン1つで支援センターにつながる装置を貸与することで、心身状態の急変や災害等の緊急時に、救急車の手配や警備員が自宅に駆けつけるなど、迅速で適切な対応を図ることを目的としております。

この事業は平成3年1月から実施しておりますが、平成29年1月より現在の緊急通報装置となり、機能も充実してきたところでございます。

まず1点目の、設置事業の現況についてでございます。

緊急通報装置の設置状況につきましては、年々増え、主に75歳以上のひとり暮らしの高齢者に御利用いただいております、本年5月末現在で969台の設置となっております。

また、緊急通報装置の利用実態につきましては、令和元年度の通報件数が1,435件で、そのうち救急要請の通報が53件あり、救急車の手配や警備員の出動、あらかじめ登録している緊急連絡先への連絡などの対応をいたしております。

その他、毎月1回、全ての利用者に対し安否確認の電話もしております。

次に、2点目の、今後の取り組みについてでございます。

高齢者人口は年々増加傾向にあることから、ひとり暮らしの高齢者も増加することが予想されます。緊急通報装置を設置することで、ひとり暮らしの高齢者等が在宅で安心して暮らすことができるという効果があることから、一人でも多くの高齢者に緊急通報装置を御利用いただくことが必要と考えております。そのために、緊急通報装置の設置について、より一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。先ほど、設置状況は年々増加している傾向にあるということで、大変、私はいいことではないかと思っておりますが、過去5年間の状況を教えていただけますか。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

平成29年1月から新型の緊急通報装置へ切りかえを始めておりますので、平成28年度は旧型と新型の2種類の台数の合算として、また、設置数は各年度末の累計数でお答えをさせていただきます。

まず、平成27年度が631台、平成28年度は、旧型が428台、新型が274台の計702台、平成29年度は887台、平成30年度は928台、令和元年度が966台となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 平成27年度旧システムから令和元年度が約330件増えて

いると。大変、喜ばしいことでございます。

さて、旧システムは、市社会福祉協議会に事業委託されておりました。そのことから、言葉は悪いかもしれませんが、丸投げ事業となっており、事業の実態も市のほうは把握されていない状況で、幾度かの質問に対しても答弁できないという場面もございました。

直営となり、もうそのようなことはないと確信しておりますので、今、設置されている事業における検証というのは、どのような形で行われているのかをお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

現在、市の直営でこの事業を実施しておりますが、利用者の皆様からの評価という形で御答弁させていただきたいと思っております。

利用者の皆様からの評価といたしましては、24時間いつでも支援センターにつながることや、警備員がすぐに駆けつけてくれることなどがあり、「とても安心」という声をお聞きしております。また、支援センターから毎月かかってくる安否確認の電話についても安心感を持たれており、好評をいただいております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。

私もいろいろお年寄りの方にお話を聞くんですが、つけている方は、今言われたような大変いい評価があります。評価がありますが、いいことばかりではないというのが、物事の道理だと思います。

検証によって出てきた問題点、課題点というのはどういう面があるかお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

課題点といたしましては、利用者の皆様から、特別に課題等の御連絡についてはお伺いをしておりません。ただ、行政側の課題といたしましては、緊急通報装置について、まだ御存じない方がおられますので、より一層の周知が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 利用者の方からいろんな意見等は出てきていないということで。今、使われる方は高齢者が対象ということで、現在の若者たちと違って、高齢者の方は大変律儀でございます。使わせてもらっている、ありがたいという気持ちの中で、なかなかこう、「ここはどの、こうだ」ということは言われなと思います。できましたら、

年に何回かは利用者の声を直接聞いて、大変、今いい状況で私は推移していると思いますので、しっかりそういう面もつけ加えていただければと思います。

それで、利用者の声もいいんですが、この事業に当たっては民生委員さんの御協力で事業が展開されております。民生委員さんの声も聞かれておれば、何か民生委員さんからそのシステムについてということ、あれば教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） この事業につきましては、民生委員さんのお力添えのもと、運営している事業でもございます。民生委員さんがそれぞれ各家庭を訪問されて、この緊急通報装置のPR、周知等を兼ねて御協力していただいておりますが、民生委員さんからは特に課題であるとか、こういった問題があるとかいう声はお聞きはしておりません。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） その辺、この次にちょっと言いますけど。

緊急通報があった場合、受けるセンター、オペレーターの方ですね、緊急通報があったその後の流れというのは、どういう流れになっているのか教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 「緊急」というボタンを押しますと、コールセンター、支援センターのほうにつながります。そこにはオペレーターが常時、数名駐在しております。内容をお聞きいたします。事態が緊急であるというふうに判断された場合には、消防へ通知等をされ、救急車の手配等をいたします。それとあわせて、警備会社のほうにも連絡され、警備員が直ちに駆けつけるというような経緯を取っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） それで、たまたま私この質問するということで、何人かの民生委員さんに出くわして、お疲れさまですというお話をさせていただきました。

その中で民生委員さんが二、三言われたのが、今、緊急通報装置を押す、オペレーターにつながる。例えば、急病とか緊急の場合は救急車を手配する、救急車は病院に搬送すると。そこまではいいんですけど、一応、連絡があるのは、「どこそこ病院に搬送されました」という連絡はあるそうです。中には、「身内の方に連絡がつかせん」ということで、夜中じゅう、緊急手術で付き添ったという民生委員さんもいらっしゃいました。

しかし、その後の連絡が全くないということなんですよ。どういう経過になったのか、退院されたのかどうか。気になるから家をのぞいてみるけど、家にはいらっしゃらないよ

うな様子だし、どうなったのかなというので、すごく心配をされている方が二、三いらっしゃいました。

やはり、守秘義務とか個人情報保護条例とかいろいろありますが、これは見守りという観点から民生委員さんの仕事です。だから、ちゃんと民生委員さんにもその後の経過について、「入院されています」と。退院されれば、「退院されました」ということぐらいは、やっぱりちゃんと教えてあげる必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

緊急通報装置の申請時に、緊急連絡先として民生委員さんの登録をしてあれば、支援センターのほうから、例えば「どこどこの病院に搬送されました」という連絡はございます。しかしながら、緊急連絡先に事前に登録がなければ、個人情報の観点から、民生委員さんには特に今、連絡・報告はしていない状況でございます。

今後の対応といたしましては、例えば、ケアマネジャーさんから御本人へ、「民生委員に連絡してはどうですか」と伝えていただくように配慮することなどが考えられます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 個人情報保護条例って、本当、いいときもあるけど、悪いことが多いような気がします。

先般も、私の地域の民生委員さん来られて、いろいろ雑談をしたんですけど、いろいろ調査で、「災害が近いから、もし、今まで要支援者じゃない方がいらっしゃれば教えてください」ということで、名簿をちょっと、見せてはもらえなかったんですけど、大変、細かく把握されております。ということは、これは個人情報保護条例は、この中には適用されていないと。それで、それをしゃべるような民生委員さんは、まず私はいないと思う。

「できるだけ」じゃなくて、直後の報告をされるんなら、やはり物事というのは最後の、最後っていいですか、その結果の報告もされることだと思いますので、「市のほうからは、こうです」ということで、ぜひ。強くという言い方は悪いんですけど、そういう形を取っていただきたいということを強く、私のほうは強く要望をしておきます。

民生委員さん、すごく本気ですよ。さっき言ったように、身内に連絡がつかないから、手術の間ずっとついていたと。夜中に。そのぐらい真剣にやっていたらいいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

最近、私はどちらかというとお年寄りが好きだから、お年寄りとよく話をするんですけど、いろいろ玄関口でも「上がりさん」とかいうて、よう上がらせてもらうんですけど、

知っとっちゃない方がすごく多い。びっくりしました。数が増えているというのは、それはうれしいことなんですけど、「知らない」って、「そんなのあるの」って言われる方が大変多い。この問題に関わったある市議会議員さんも同じことを言っていたらっしゃいました。「何と多いんよ」と。

今、市長も手元に持たれたこのパンフレットを、私が持って行ってあげます。簡単に説明しちゃげて、あとは「民生委員さんに御連絡して、いろいろ聞かれるといいですよ」とお伝えはするんですけど、周知徹底が正直言って行き届いていないと思いますが、どのような形で今、周知徹底を図っていらっしゃるかお尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

現在の周知方法につきましては、市の広報紙、ホームページなどで主に周知をさせていただいております。

また、民生委員の理事会や地域包括支援センターなどで周知するとともに、介護支援専門員——ケアマネジャーが居宅訪問の際に周知を図っております。また、あわせて今、御紹介にございましたように、民生委員さんのほうからそのチラシ等を使って、周知をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） なかなかホームページなんていうのは正直言うて対象者の方は見られない。パソコンも持っていらっしゃらない。で、申し訳ない、市広報もあんまり読まれていない。

その一つとして、例えば、地域の自治会長さん、友愛訪問員さん、福祉員さんなど、たくさん福祉に関わるお役をやっていらっしゃる方がいらっしゃいますので、フルにお願いして、知らない人がいないと、恐らく——申し訳ないけど、この中で、市の方は知っていらっしゃるかもしれませんが、新しい市議会議員の方は、何の装置かというのは知らない人が。聞きましたら、「知らなかった」という方もいらっしゃいました。だから、もう少し徹底を図ってやっていただきたいということを、これは要望しておきます。

次に、設置に当たっての対象条件と。先ほど、65歳以上のひとり暮らし等々言われましたが、この対象条件の、今、使われている、設置されている966台の条件内訳を教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

緊急通報装置の設置要件といたしましては、防府市緊急通報体制整備事業実施要綱というものを定めております。その中の第4条に、第1号から第4号に定めております。

まず、第1号につきましては、「おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する者」としておりまして、この設置件数につきましては105件でございます。

第2号といたしまして、「75歳以上のひとり暮らしの高齢者」となっており、この設置件数は806件と一番多い件数となっております。

3番目が、「重度心身障害者のみの世帯」で、これの設置件数は10件となっております。

最後に、4番目でございますが、「おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯又は高齢者と重度心身障害者の世帯で、いずれかが寝たきり、認知症状等により、緊急時の通報が困難であると認められ、かつ他の世帯員が前各号に準ずると認められる者」となっておりまして、その設置件数が45件となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） ということは、ひとり暮らしの方が大半を占めているということでもあります。そして、この要件の中に「ひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により」というのがあります。

この慢性疾患というのは、例えば、具体的にどのようなものを示すのか、どのような解釈をすればいいのか教えていただきたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

対象要件の中にあります慢性疾患についてでございます。慢性疾患とは、徐々に発病し、治療にも長期間を要する疾患の総称で、高血圧、糖尿病、高脂血症など、自覚症状は乏しいが、放置しておくと合併症を引き起こす怖い病気と言われておりまして、一般的には生活習慣病と呼ばれているものでございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 聞き取りのときに御説明いただいたのが、例えば、脳梗塞、心筋梗塞、心不全とかいろいろな病気で入院歴がある方とかいう説明がありました。だけど、入院歴がある方が、その緊急の危険リスクが高いといえは高いんですけど、もう高齢になると誰もが皆、高いんです。一つ、例ですけど、他市の例で、この緊急通報装置があったおかげで命を取りとめたという例も、私、聞きました。

また、先ほど言いました、加齢とともに緊急危険リスクが必然と増してきます。先般、私の先輩宅にちょっとお邪魔しましたら、先輩は88歳です。それで奥さんが82歳。私が行って、奥さんがそばに来られて、「ちょっと同じことを繰り返すかもしれんけど」ということを言われました。「え、何か認知ですか」と。「いや、そこまではいっていないけど同じことを繰り返す」と言いながら、つえをついて出てこられました。

それで、上がっているいろいろ話したんですが、その方も全然この通報装置のことを御存じなかったんです。そこで、「だけど、私たちは対象になるのかね」と、「2人ともそんなに入院歴もないし、慢性疾患——多少は血圧が高いとかそういうのは皆あります」と。だけど、そこですごく切実に、その奥さんのほうが言われたんですけど、「年齢的に、いつ何ぞきどんな病に襲われるか分からない」と。そして、「いつも一緒にいるわけではない」と。「どちらかがひとりで家にいるときは、とても不安でたまらない」と。

例えば、その今、88歳と82歳の御夫婦ですけど、奥さんはまあまあお元気ですけど、御主人が少し、私の先輩が足が悪いと。少し同じことの発言が多くなってきているということで、この話をしましたけど、これは該当するのかなと、大変ちょっと頭を悩ませましたが、一応、説明はしておきました。それで、「民生委員さんにお尋ねになってください」と言ったんですけど。

先ほど言いました、高齢社会の進展じゃなくて、超高齢化社会の到来になっているわけなんです。それで、先ほど件数が多かった75歳以上のひとり暮らしということで、私、今回の質問の大きな趣旨は、その対象条件を緩和してほしいということなんです。今、88歳と82歳の御夫婦、「何が起こるやら分からない」と。「私が買い物に行っているときに、主人が倒れたらどうにもならん」ということを言われました。

今、美祢市では、75歳以上の世帯が、もう対象になっています。はい。美祢市は少しお金、有料になっていますけど、そんなに多額じゃありません。

ぜひ、やはり——もう一つ、そこで奥さんのほうが言われたのが、「年を取ると、2人で一人前なんよ」と言われました。ああ、なるほどなと思いました。僕らにはまだ、そこまで到達していないので、ちょっと分からなかったんですけど、そういうことなのかって、大変理解できました。

やはり、もうちょっとこう、そういう条件が——ずーっと条件一緒です。旧システムのときも、新システムになっても、もう何十年って条件一緒です。時代に即したような条件というので拡充をしたらどうかということの趣旨で、私はきょう、質問をしております。ぜひ、拡充を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤井 隆君） 御質問にお答えいたします。

要件を緩和してはどうかというふうな趣旨のことと思いますが、高齢者の増加とともに、ひとり暮らしの高齢者の増加がこれからも見込まれております。そうした中、緊急通報装置がひとり暮らしの高齢者の方、あるいは高齢の世帯の方に安心して暮らしていただくための一助になればというふうに考えております。

そのためには、まず高齢者の皆様にこの事業を知っていただき、今の現行制度のもとで対象となる高齢者の皆様に御利用いただきたいと思っております。現行制度の要件において御利用いただける方は、まだまだたくさんおられますので、まずは緊急通報装置の周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 最近、コロナの対策等でいろいろ、これに係る施策の中でいろいろ聞かれますが、子育て支援というのは大変よく聞きます。例えば、今回、食事クーポン券、中学生以下の子どもたちというのに、「どうして高齢者にはないのかな」と、あるおじいちゃん、おばあちゃんが言われました。「何で私たちは。お年寄りはどうなのかな」ということも言われました。市の方に聞けば、「子どもが持つことで、孫が持つことで、おじいちゃん、おばあちゃんも一緒に行く」と。現実、そんなことは今ないですよ。みんな別居で、核家族で暮らしているんですからね。「おじいちゃん行きましょう、おばあちゃん行きましょう」なんて、そういう現実はあまり聞きません。

それと、ほかのお年寄りの方が、「子育てもええ、そりゃあ悪いことじゃない、しっかりやってくれ」と。「防府市は子育てしやすい環境のまちだということもいいことだ」と。しかし、「お年寄りにとって大変住みやすいまちじゃという、我々が自慢できるような、お年寄りに対する福祉ももっと力を入れてほしい」ということも言われました。

そこで、池田市長にお尋ねしたいんですが、市長はよく「私は福祉に弱い」ということを言われているそうですが、もう一つ、今回の質問でも、「コロナに対して、市民の命を絶対守るんだ」と。当選当初から、市民の命が一番と強調されています。

コロナだけじゃなくて、命はみんな一緒です。それから今、現場の声です。現場の声をしっかり反映して、今、部長から答弁があったような旧態依然の同じような答弁で繰り返したとったら、いつまでたっても拡充も、もうできません。

「福祉に弱い」と言われる市長、強くなる一歩として答弁していただきたいと思います。お願いします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 「福祉に弱い」というふうな御指摘がありました。決してそうではなくて、現場の声をしっかり聞きたいという意味で「福祉に弱い」というふうには申し上げているところでございます。

だから、しっかりとこういう議会等を通じて、聞くことによって私は理解を深めていきたいと思っておりますし、やっぱり現場の声が一番大切だと思っておりますので、議員各位からいろんな福祉に関する、いろんな現場の声をお聞かせ願えればと思っております。

そうした中で、今の高齢者の緊急通報体制整備事業ということでもありますけれども、まだまだ普及率が低いということが大きな課題でございます。今、健康福祉部長から答弁申し上げましたように、部としては当面はしっかりとこの周知を図って、対象者が少しでも多く設置してもらうことに努めなければいけないと思っております。

そうした中で、大きい観点からいけば、防府市の安全・安心、高齢者の安全・安心を図るという大きな観点からいけば、この制度がとにかく実効的に動かなければ意味がないと私は思っております。「何%」じゃなくて、ややもすると、「これがあるから大丈夫だ」という行政の慢心にもつながるおそれがありますので、それにつきましては、この制度自体が実効的に動いて、市民の皆様に着実に定着し、誰もが知れるような制度になるよう、今後しっかりと検討、また取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 現場の声をしっかり聞くということで、私、現場の声です。現場の声を今しっかりお伝えしたんです。もう何人も同じことを言われております。

それと、「当面の間は」って言われましたが、当面の間に命はなくなります。待つてくれません。最近また、スピード感という言葉が消えてまいりましたけど、こういうものに対しては、スピード感を持って対応していただきたいと。何かございましたら。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今申し上げましたが、しっかりと取り組んでいきたいということで、今、現場のいろいろ聞きますんで、その中で、この制度が実効的になるようにしっかりと取り組んでいきます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。次は、公共工事の完成検査についての質問をいたします。

大規模修繕工事を行った防府市公会堂など公共工事における完成検査は、どのようなチェック基準で誰が検査し、適正等をどのように判断しているのかお尋ねいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

初めに、検査体制についてでございます。防府市工事検査規則第3条の規定による工事検査員は、土木技術者7名、建築技術者が4名、電気技術者が4名、機械技術者1名の合計16名となっており、この職員の中から工事ごとに検査員を選任しております。

当初設計額の200万円以上における完成検査は、工事担当課が工事の完成を確認した後、工事担当課から入札検査室への検査依頼により検査員が実施することとなっております。検査に当たりましては、当該工事の監督員等の立ち会いの上、工事請負契約書、設計図書などに基づき、数量、品質、規格、性能、寸法等について厳正に適否の判定を行っております。

次に、検査基準についてでございますが、土木工事につきましては、山口県土木工事共通仕様書及び山口県土木工事施工管理基準、建築工事については、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書を基準として検査を行っております。

なお、検査の結果、手直しの必要を認めた場合には、工事担当課に手直しを通知し、施工業者からの手直し完了通知を受けた後に、再度検査をすることとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。

それでは、直近の一例として公会堂について、まずお聞きしたいと思います。

大規模改修工事を行った公会堂ですが、この工事費は幾らだったかお尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） お答えいたします。

工事費は19億894万2,120円でございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 大変高額な金額ですが。事業費を尋ねたのは、公会堂のような大規模改修工事における完成検査については、専門性が求められるのではないかと思ってお尋ねしましたが、その点はいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（森田 俊治君） 御質問にお答えします。

公会堂等の大規模改修等の工事の検査につきましては、施工業者の検査、また工事管理

者による検査が実施され、その後、工事担当課が完成を確認いたします。その後、完成を確認した後、入札検査室のほうで最終的な完成検査ということになります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 検査に当たって、市の体制はいいんです。分かりました。

それで、市のほうの体制の中で、当然、一級建築士という資格もこの検査には必要となってくると思います。というのは公共事業での、一級建築士の資格を引っさかっている方が何人いらっしゃったか。また、公共工事等におきましては、入札条件で、建物等については同等以上の建物の設計経験を要する云々という要件がいつも入っておりますが、この点はいかがでしょうか。教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 御質問にお答えいたします。

防府市役所の建築技術職員、一級建築士を持った職員、多数おりますけれど、その数字、今、持ち合わせておりません。（「いや、引っさかればいい」と呼ぶ者あり）おります。（「いやいや、引っさかって、これに関わったかどうかということ」と呼ぶ者あり）これに関わっております。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） はい。ごめんなさい。時間がもったいないから。

公共事業等における要件の中で、同等以上の建物の設計をしたことがありますかという要件がありますが、検査に当たっては、これと同じような経験はありますかとお尋ねするんです。今、一級建築士の人が。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 防府市における公共建築工事の、今回の防府市公会堂の規模と同程度の工事を経験した職員がいるかという御質問でございますが、なかなか大きな現場でございまして、ソルトアリーナとか各種学校とかそういったところの経験を持ってございますが、同程度かどうかということにつきましては、金額ベースのことを今、詳細な資料を持っておりません。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 詳細な資料を持って臨んでいただきたいと思います。

それで、この公会堂の完成検査に当たって、先ほど流れを御説明いただきました。この完成検査確認通知書は施工者に対して、いつ出されたかお尋ねします。

○議長（河杉 憲二君） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時 開議

○議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） お答えいたします。

引き渡しは令和2年3月6日でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 実は、聞き取りのときにこれを教えてくださいと言っていたんですけど、今日の朝まで教えてもらえなくて、私のほうから連絡して教えてもらった次第でございます。ちゃんとお願いしたことは守っていただきたいなと思います。それで当事者が分からないというのもおかしな話だなと一つ思います。

それで、私は専門性が必要だということで、本来なら、私は他市にいろいろ聞きましたら、専門の方を入れて検査するところもありました。当然いいことだなということを思いましたが、よくよく考えてみたら、これは設計管理ということで、管理までやっているわけですよね、佐藤総合計画ですか、に設計管理ということで契約をされております。だから、専門性の方はここにいらっしゃるなということに気がつきました。

そこで、佐藤総合計画に設計管理ということで、幾らの事業費を支払われたのか教えてください、設計と管理の内訳で。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） お答えいたします。

設計に関しては1,533万6,000円、管理に関しましては9,396万円でございます。（後刻訂正あり）

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） ということは、もう9,000万円というお金払われて、管理まで委託されたのだから完璧だと私は思います。

それで、もう一度、佐藤総合計画が管理されて、その管理検査をされて、そのうちに市が受けて、市が検査したということだと思うんですが、ちょっともう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） まず、先ほどの工事設計管理業務の金額でございますが、管理業務、佐藤総合計画、受注金額が4,050万円でございます。訂正いたし

ます。（「それ、管理費かね」と呼ぶ者あり）設計管理の業務委託がです。（発言する者あり）

そして、基本設計、実施設計を合わせた金額が9,396万円でございます。

それで、今回の工事管理業務委託を受けていただきました佐藤総合計画でございますが、この内容につきましては、大規模な建設工事でございます。まず、耐震工事が組み込まれていること、それから、音響、客席・ホールの改修等といった特殊な工事が組み込まれていること等で工事管理の発注をしたところでございます。

また、基本設計と実施設計を行った設計会社であり、設計者が携わる業務の円滑な履行ができるように、随意契約とさせていただいたところでございます。

以上、答弁申し上げます。（「ちょっと違う、立つと時間が下がってくるから立たんけど、管理者が検査して、そして市がその次に検査をされたんでしょ。なら、管理者の検査はどうだったのか。それを受けて市はどうだったのかというのを、ちょっと分かりやすく教えてくださいと。言い方が悪かったかね、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 工事管理者が行った完成検査について御説明申し上げます。

工事管理者による検査、そして工事管理者本社検査、この二重の検査を行い完成検査をいたしました。

その後、防府市による検査を行っております。防府市の担当課による検査をまず行いまして、その確認の後、防府市の入札検査室による検査を行っております。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） その検査結果はどうでしたか。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（森田 俊治君） お答えします。

通常、検査に当たっては、入札検査室で行う検査ですが、完成検査ですが、通常、検査員1人で行っておりますが、大規模改修ということで建築技術者1名と電気技術者2名の3名で実施しております。

その結果につきましては、契約書、設計図書、その他の関係書類に基づいて検査をしております。相違なく完成を確認しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 佐藤総合計画が知り尽くしているから随意契約になったとい

うことでしたね。

そのうちアスベスト等が出てまいりました。それは、壁を、天井をめがなければ、あるかないか、どこにあるか分からないということでした。知り尽くしている設計事務所では、ばらしてみないと分からないというのも少し、大きく疑問を感じますが、この点はきょうはあまりやりません。

それで、相違なく合格したということで通知書を出されたわけですが、不備・不具合等はなかったということによろしいですか。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（森田 俊治君） お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、設計図書その他の関係書類に基づき完成検査を実施しておりまして、施工がなされていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） これ議長の許可を得まして写真を持ってまいりました。

これは2階部分の階段です。ここに大きな隙間があります。こっちは小さな隙間。ここはちょっと写ってないですけど、きちんとはまっておりました。これも相違なく完全にできたということによろしいですね。

それと、これは新しくつくられたエレベーターのスイッチのところですが、これはエレベーターの。これもここは凸凹です。これは専門家に聞くと、打ちっ放しで、水が抜けるとこういうふうになるんですよと、これミスですということを聞きました。これも認めるということで。

これがさっき2階上がる階段部分です、階段部分。このところ、その前の、どういう工事か私わかりませんが、凸凹のところを色を塗っただけです、上から。階段部分、色を塗っただけです、これ。階段のところ、こんなふうなところがたくさんあります。こんなふうなところが、隙間があいているところがたくさんあります。

それとか外壁ですけど、東側のこれ、消防が火災とか何とかのときに入るといいんですけど、これもこちらと全然違って、ぎざぎざというか、汚い部分になっています。これもなっています。

これが公会堂の裏です。色が違います。塗装されたそうですけど。これ特殊な塗装なんかと私は思っているんですけど、こういう部分があります。

これらから見て、間違いなく検査して、相違なかったと、完璧であったともう一度言ってみてください。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（森田 俊治君） お答えいたします。

今、お見せいただきました写真等につきましては、設計図書に沿っていないということが言えないということで、設計図書に基づけば相違なく完成しておりますということでございます。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 設計図書の部分だけあって、これ設計図書じゃなくて当たり前のことでしょう、工事で。

これ聞きたくなかったんですけど、じゃあ室長、例えばこういう状態で自分の家をリフォームしたときに、こういうので設計上の形だけはきちんとできたと。この部分は設計とそのままですから、もうお金くださいと、引き渡ししますと、受けますか。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（森田 俊治君） お答えします。

自分の家であればということでございますけれども、私も技術屋さんではございませんので、細かいところまでは確認はできないんですけども、自分の家であれば、見た目重視と。自分の家であればでございますけれども、自分は見た目重視の、見た目重視の……。 （「ちょっと分かりやすく説明してください、どのような見た目重視か」と呼ぶ者あり）

申し訳ありません。頼んだことがきちんとできているという判断のもと、受け入れるということになります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） これは外のグレーチングですよ。首を斜めにしたら真っすぐ見えます。この線が平行線です。これねじれているでしょう。これでも見た目重視で、こう見ればオーケーということになるんですか。これ斜めになっているんですよ、誰が見ても分かる。これが至るところに、このグレーチングこうなっているんですよ。これでもその設計書どおりオーケー。

それともう一つ、これオーケー出されたら、何で手直しなんかされるんですか。これ手直ししていますよ。これ手直しされています。さっきの隙間も巾木を打って手直しされています。でも、手直しも見えるところだけの巾木であって、椅子の下で終わっております。

オーケーを出されるんだったら何で手直しされたんですか。そこが私には分かりません。

教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 御質問にお答えいたします。

既に完成検査の引き渡しも完了していましたが、内覧会やその他様々な場面で御意見をいただいたものがございました。その内容を施工業者と相談をいたしましたところ、自主的な施工の申し出がございました。私が了承し、その施工を指示したものでございます。

（「いや、なぜ手直ししたのかということ。なぜ手直ししたのかと、その説明をしてください」と呼ぶ者あり）

施工業者、それから防府市の担当者、それから施設管理者、関係者で集まる会議というのが隔週行われているわけですが、その中でも施工の設計と施工側と防府市の発注側で行われる協議というものがございまして、このエレベーター付近の打ちっ放しの壁についても、それから段差の客席の板の隙間についても、出来上がりの表面の状態とか、隙間の大きいところ、小さいところの精度の問題とかについて、どこまで修正をしていくか、手直し、手を入れていくかという議論がなされました。

その中で、修正した部分、修正していない部分の協議結果に基づいて、完成までの工事を行ったわけではございますが、御相談申し上げたところ、やはり修正したところ、修正していなかったところ、その中間辺り、ここをどうするかというところで、修正していない部分というのができていた。やはり施工協議の中でも争点になった部分でございました。

その説明の中で、それでは自主的な施工をさせてくださいという申し出がございましたので、私が了承し、施工を指示したものでございます。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 聞こえんし、よく分からんのですが、施工時にも問題があったところって、施工時に問題があったら直すのが当たり前でしょう。完成検査する前に。それちょっとおかしいですよ。まだたくさんあります。

本当にここは文化の殿堂ですよ。形、見た目がよかったらそれでいいという、そんなばかげた検査は普通ないですよ。19億円かけているんですよ。市民のお金ですよ。

不備があってもいいんですよ。私が言いたいのは、責めようという気じゃないんです。今後につなげようと、こういうことは今後につなげて、きっちりやっていきましょうということを言いたかったんですけど、不備がないような言い方されるので、少し憤りを感じておるんですけど、はっきり言えばいいじゃないですか。別に悪いとか、いいとかいう問題じゃなくて、人間がやることだから100%はないです。後からこういうところは見つ

かりました、それで修正しました、手直ししましたでいいじゃないですか。かたくなに相違なかった、どうだ、最後には施工段階で問題のあったって、施工段階に問題があったら直すのが常識でしょう、と私は思います。

ぜひ、こういう点、今たくさんありますけど、今後どうされますか。これ見た目で判断されてオーケー出したから、もうどうにもならんと。グレーチングがねじれちょうろうが、巾木が中途半端であろうが、それでもオーケーとされるのか、どうされるのか、その点をお聞かせください。

○議長（河杉 憲二君） 入札検査室長。

○入札検査室長（森田 俊治君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおりで、また重なってしまいますけれども、関係図書に基づいた検査を行っておりまして、検査員のほうからも完成しているということで報告を受けておりますので、これ以降の再検査はないということになります。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 検査員失格ですよ。じゃあ何で6月3日に、がん首そろえて皆さんでまた検査に行かれたんですか。6月3日に行かれたのはどういうことですか、それを教えてください。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 6月3日は、私が公会堂の中に入りました。

（「1人で行ったと言うの」と呼ぶ者あり）担当課の職員と一緒に行きました。（「いや、検査済んだんだったら」と呼ぶ者あり）

自主的な施工された業者さん、この報告を受けまして、私がその現場の施工具合を見に行ったものでございます。仕上がりを見に行ったのでございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 仕上がりが悪かったから行ったんでしょう、でしょう。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 新たに施工していただいたところを、完成を確認しに行ったということでございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 新たな施工というのはどこですか。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） エレベータースイッチ横、打ちっ放しコンクリー

トの表面、それから階段客席の板張りの下隙間でございます。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） じゃから完全ではなかったということでしょう。もうこれは同じことの繰り返しになって、是か非かの繰り返し。話の相違じゃなくて、是か非、非であるのにあなたたちは非を認めていない。これ非じゃないかと言ひよるのが私。

まずここで聞かれている方は、これ見られておかしいと思う人が当たり前と私は思います。この素人の私でもこれ、ぱっと行ったときに何だこれと思ったぐらいです。

だから、先ほど言いました、ほかの部分でこういうグレーチングねじれたり、いろんなところあるけど、それはどうするんですかと。そこだけちょっとお答えください。

○議長（河杉 憲二君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友景 康浩君） 工事の完成出来高としては、この完成で完成とします。

以上です。（「いやいや、この部分どうするんかと聞きよるでしょ」と呼ぶ者あり）

今のところ、修復することはありません。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） 済みません、もう質問しません、いいです。これが市の検査体制だなど、見た目がよければいい、ここにこういうふうにな具合があると指摘されても、今後しないという。

これは今度、改修コンサート、市長やりますよね、小・中学生の。これをもし見られて、こういうことを指摘されだしたら、本当防府市は恥ですよ。本当防府市、私は恥と思う。もう時間がないので、これ以上は言いません。もうこういう体制で防府市はやっていくんだという認識で捉えておきますので、こういうことは一切もう申したくありません。

ありますか、市長ちょっとあれば。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） どうも、私のほうから答弁させていただきます。

今回の公会堂については、一応答弁がありましたように、入札検査室の検査は一応終わっているものと考えております。

しかしながら、公会堂は20億円近い建物でございました。市役所は今度建て替えるわけですけども100億円以上ということになります。こうした様々な点を踏まえて、一定規模の、例えば5億円とか10億円とか、そういうものを超える場合につきましては、より一層厳正なチェックが必要となってくると思います。先ほど議員も申されましたように、市民の皆様の貴重な税とかそういうものが入っておりますので、より慎重にしなければい

けません。

このため、5億円とか10億円とか、庁舎建設の前に、今後は一定以上の契約の場合には、外部の委託というか、外部の委員を入れた形でしっかりと検査していけるように、工事検査規則の見直しも図っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 三原議員。

○23番（三原 昭治君） ありがとうございます。という答えでいいんですよ。やっぱり悪かったことをどんどん責めるわけじゃない。非を指摘された場合は、改めるのが成長につながっていくと私は思っていますので、もう一回よく考えてください。

もう時間が来ましたので終わりますけど、最後に、これは公会堂の玄関です。コンセプトが、昔のそのままを残してくれというコンセプト。これ鉄のドアです、開き戸です。障害者の方が、車椅子で来られた方が1人で入れるかどうか、1回やってみてください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 地域交流部長。

○地域交流部長（島田 文也君） 先ほど設計業務と管理業務の金額について御質問あった際、誤った数字を申し上げました。正確には土木建設部長が申したとおりでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、23番、三原議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、15番、石田議員。

〔15番 石田 卓成君 登壇〕

○15番（石田 卓成君） 会派「新自由主義と闘う会」の石田でございます。5月1日より、1人会派を立ち上げさせていただきました。

先日より、会派名にある新自由主義、これネオリベリズムとも言うんですけど、これはどういった意味なのかとのお問い合わせを多くいただいておりますので、簡単に御説明させていただきますと、新自由主義とは政治思想の一種でございます。国家における福祉サービスの縮小や、小さな政府を目指すという目標のもと、構造改革により官から民への民間委託や公務員数の削減、緊縮財政による政府支出の削減などが行われるとともに、民間の経済活動においては、企業が法律などの規制に縛られることがないように規制緩和をし、全てを市場原理に委ねれば、おのずと競争原理が働き、その中で勝ち組になった者からのトリクルダウンが起こり、皆が豊かになるとともに政府の支出も削減できるという夢物語でございます。

実際に、平成の時代において、規制緩和や構造改革などの新自由主義的な数々の政策が

行われ続けた結果、何が起こったのかと申しますと、我が国の特徴であった一億総中流社会、いわゆる分厚い中間層は完全に破壊され、先ほど申したトリクルダウンなどは起こるはずもなく、強い者と弱い者との格差が広がり、人々の心は分断され、より身近なところで人々はいがみ合うようになってしまいました。

昭和の時代までは、そんなに能力は高くなくても、ある程度真面目に同じ企業で働き続ければ年を重ねるごとに給料が増えていくので、将来設計もでき、結婚もできるし、子どももつくれるし、家も持てるというのが当たり前の姿でありましたが、今や働き方は完全に変わってしまい、全労働者の4割を非正規労働者が占め、例え正社員になれたとしても、給料はほとんど増えないような企業が増えてしまったことにより、将来設計を立てられない若者が増えてしまいました。

近年になって、我が国では少子化が国難だと言われ出しましたが、このような状態をつくってしまった原因は全て政治にあると考えております。平成の間に行われた様々な改革によって、人々の暮らしが昭和の時代とは大きく変わってしまいました。

その原因につきましては、先ほど申した新自由主義的な政策と、安い労働力を確保したいがための移民の受け入れに代表される行き過ぎたグローバリズムだということがはっきりとしているわけですが、最近では、与党の国会議員の先生の中にも、このような価値観を共有できる方が徐々に増えてきていることをうれしく思っております。

これからの政治の目指すべき方向でございますが、財界や一部の資本家たちの要望によってこれまでに壊されてきたものを一つずつ修復し、昭和の後期のような古きよき時代を取り戻すこと、そして我が国で暮らす全ての若者が将来に夢や希望を持てる世の中にしていくことを政治の第一目標に掲げるべきだと考えておりますので、このような会派名にさせていただきます次第でございます。少々変わり者ではございますが、今後ともお付き合いくださいますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本題に入らせていただきます。

今回は、農業一本に絞っての質問となります。

まず、1点目でございますが、前の議会の文書質問において、現在、国の食料自給率はカロリーベースで37%だが、防府市の食料自給率は約18%との回答をいただきました。文書質問の回答を見る限りにおいては、市としても主要穀物の食料自給率を引き上げることは重要と認識されているようですが、今後具体的にどのような形で目標数値を定め、どのような施策を展開していくことにより主要穀物の自給率向上を目指していけるのかを伺います。

2点目に、近年、市内各地で離農による土地利用型担い手への耕作依頼が増えています。

現在、中間管理機構へ貸し出し希望の意思を表明されているものの、借り手が見つからない農地は防府市全体で57ヘクタールとなっており、これは土地利用型の認定農業者が高齢化していることや、既存の認定農業者も体力の限界に近い状態まで耕作面積を増やしており、新たに引き受ける余力がないことなどの理由によるわけですが、今後は、高齢になられた認定農業者のリタイアにより、さらに受け手が見つからない農地が増えてくることになるかと考えております。

今年度からは地域農業の将来ビジョンを描く、人・農地プランの実質化も行われますが、市として今後どのようにして遊休農地の解消を目指していかれるのかを教えてください。

また、先日いただいた回答では、この問題を解決するために、ほ場整備を推進していくとのお答えをいただきうれしく思いましたが、現在の予算規模や職員体制では、市内全ての農振農用地ではほ場整備が完了するのに最短でも30年から50年程度はかかると考えられます。今後は、職員体制の強化も必要になると考えておりますが、執行部としてはいかがお考えでしょうか。御所見を伺います。

3点目に、新規就農者と後継者が決まっていない土地利用型農業の担い手を、事業継承を目的としてマッチングできる仕組みづくりを行っていただきたいと、同じく前の議会の文書質問で要望したところ、今年から、県が経営継承の円滑化事業に取り組まれるので、県や関係機関と一体となって支援するとの回答をいただきましたが、具体的にどのような内容の事業で、どのような取り組みを行われる予定なのかを教えてください。

4点目に、コロナ経済対策である国の持続化給付金は、農家も対象になり、農家向けには季節性特例なども設けられましたが、まだまだ農家さんの申し込みは少ないと伺っております。

また、先日国会において成立した第2次補正予算の中にある農家向けの経営継続補助金は、経済産業省の持続化補助金を農家の皆様が使えないという理由で新設されたわけですが、先日より、この経営継続補助金のパンフレットを農家の皆様に配って歩いたところ、評判が非常によいのですが、私の歩いた感覚では、これらの事業の情報が農家の皆様に全く届いていないと感じております。

近年は認定農業者であっても、農機などの導入に際し、国の補助金を使うことのハードルがかなり上がっておりまして、毎年国の当初予算で行われる3割補助の経営体育成支援事業や、同じく国の補正予算で出てくる5割補助の担い手確保・経営強化支援事業などが活用できる農家は防府市内ではほとんどいないため、このたびの補正予算で組まれた設備投資に使える経営継続補助金は、まさに農家の皆様が待ち望まれていたような内容のものでございます。

江藤農水大臣も会見で、「全ての農業者に使っていただきたい」とコメントされておりましたが、市として今後これらの国事業や今議会に上程されている地域産業促進事業費補助金、単市事業ですね、これらの周知を今後どのような方法で行われるのかを伺います。

5点目でございますが、コロナの影響が出る前から、既存のあらゆる農家は経営難の状態が続いており、国の機械導入補助などを受けられるごく一部の大規模農家以外の経営状況は、極めて危機的な状況にあります。というか、受けているところもかなり危機的なところが多いわけでございます。

なぜ、一次産業従事者の経営がこれほど厳しいのかといろいろ考えてみるのですが、一番の原因は、自分に価格決定権がないことが理由なのだろうと考えております。他産業を見てみると、これだけのコストがかかり、会社の利益も計算した上で商品の価格が決めるわけですが、ほとんどの農家では、とりあえず種をまき、収穫した後に買い手が買い取る値段を一方的に決めてしまうため、経営が成り立たなくなるのは当然なのだろうと思っております。

最近ではマスコミを中心に、自分で販路を開拓しようとしなない農家が悪いのだとのレッテルを貼られてしまい、とても悔しく思っておりますが、そもそも国土を保全し、国民の食料を供給している農家が、夜明けから日没まで畑で汗を流せば普通に暮らしていける世の中をつくるのは、政を行う者や農協の使命であり、それを農家の努力が足りないから悪いのだと切って捨てる近年の新自由主義者たちの論調をととても情けなく、憤りを感じております。こういう方々も、きっと何かを食べて生きているのでしょうから、まずは最低限自分で食べる作物を育ててみてから物を言ってほしいものだと感じます。

農家の収入は、気候の状態や相場の状態などによって左右されるので不安定となりがちですが、昨年からはまった国の収入保険制度は、これらのリスクを回避できるよい制度なので、市として既存の担い手への収入保険制度の周知と、新規就農者への制度の周知及び制度への加入を促していく必要があると考えております。

昨年、経営相談を受けたある農家さんからは、よい制度だとは思っているが、既に経営が逼迫した状態であり、掛金を払うことさえできないと聞かされ、とても悔しく思いましたが、全国の自治体では、掛金助成を行っているところもあるようでございます。我が市でも、県内では初となるこの制度への掛金助成などの施策を今後考えていただきたいと願っておりますがいかがでしょうか。

また、この収入保険制度の周知や加入促進に向け、今後市としてどのような取り組みをお考えでしょうか。御所見を伺います。

6点目に、以前より要望をし続けている農機レンタルの仕組みの構築でございますが、

担い手を含む農家の皆様からは、農機の更新ができず、このままでは離農せざるを得ないため、何とか頑張って仕組みを構築してほしいとの声を多くいただいております。

今後は、野菜の産地化を目的としたレンタル機械の導入だけではなく、市内の農地を守るため、離農を防ぐためのレンタルの仕組みづくりが求められており、特に利用時期が重ならない農機については、安く借りられる仕組みを農業公社やJAなどと連携してつくってほしいと考えていますが、来年度に向けた展望をお聞かせください。

また、各地域で必要となる使用時期の重なる田植え機やコンバインなどの農機が借りられる仕組みにつきましては、農水省の多面的機能支払交付金を活用できるようにできれば、皆さんがお互いに助け合える仕組みが簡単に構築でき、将来の集落営農組織の設立にも誘導しやすくなると考えております。

農水省からは、幾ら小規模であっても水稻の作付けは営農に当たるため、交付金を活用することはできないとの回答をいただきましたが、そもそも田植え機やコンバインの買い替えができないような零細農家の皆様は、先代から引き継いだ農地を荒らしてはいけないとの思いや、周辺の耕作者に迷惑をかけてはいけないとの思いから、作付前から赤字になるのを理解された上で作付けをされているわけでございまして、これを利益目的の営農と解釈するには無理があると私は考えております。

これらの農地を、既存の担い手が引き受けることができれば話が早いのですが、ほ場の条件が悪かったり、農地に入出入りする際に作業事故につながる可能性が高い、進入路が整備されていないような農地も多く、全ての農振農用地では場整備が整い集落営農組織ができるまでの当面の間は、個別の農家さんに何とかして頑張ってもらってしか地域の農地を守っていく方法はありません。

ちょうど農水省においても最上位計画である新たな食料・農業・農村基本計画の中において、大規模農家だけでなく零細農家も含む全ての農家を支援していく方針を掲げられたばかりでございますが、これらの使用時期の重なる田植え機やコンバインなどの農機が借りられる仕組みの構築について、国の多面的機能支払交付金を活用できるよう、農水省に要望していただくことは可能でしょうか。

以上、長くなりましたが、御所見を伺います。よろしくお願いたします。

○議長（河杉 憲二君） 15番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の市の農業政策についてのお尋ねにお答えいたします。

私は、防府市の発展のためには、本市農業の活性化が必要であり、県の農業大学校と農業試験場等の統合による農林業の知と技の拠点の形成を契機とした山口県農業を牽引でき

るような防府市農業を目指し、農業の再生強化を図ることが重要である、またそれを目指していきたいと考えております。

しかしながら、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大による学校給食の休止や外食産業の営業自粛等により、農畜産物の販路が失われ、価格も低迷するなど、農業分野にも大きな影響を及ぼしております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、農業者の所得減少に対応した国の持続化給付金の申請支援について、JA山口県と連携して農業者への周知や申請の案内等を行っているところでございます。

また、このたびの補正予算案には、地域産業促進事業補助金を盛り込んでおります。この補助金は、農業者をはじめとする全ての業種の事業者を対象とし、感染症の拡大を防止するための衛生化を推進するとともに、事業環境の変化に対応し、新たな需要の開拓または生産性の向上を目指すための開発経費や広報費等に補助するものでございます。

これらの取り組みと、今年度当初予算で計上しております集落営農法人連合体形成加速化事業や、玉葱機械等レンタル推進事業などの事業を組み合わせ、本市農業の成長産業化に向けて、県やJA山口県等の関係団体と一体となって本市農業の持続的発展に努めているところでございます。

それでは議員からの御質問のうち、1点目の主要穀物の自給率向上と、2点目の遊休農地の解消及び職員体制の強化についてお答えいたします。

まず、主要穀物の自給率向上についてでございます。

食料自給率とは、国内の食料消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標であり、国民の食料を確保、維持するための指標となっております。現在、国ではカロリーベースの食料自給率を令和12年度までに45%に高める目標を掲げ、地産地消や食育の推進、担い手の育成や農地の集積・集約化など農業の発展につながる様々な支援策を講じられています。

食料自給率の目標につきましては、国においてされるべきものと考えており、市として独自に目標数値を設ける予定はありませんが、食料自給率の向上に寄与できるよう、本市における農業の生産量を拡大することは重要であります。

このため、生産への支援に加え、地産地消による地元産農産物の消費拡大を図るとともに、新規就農者支援対策をはじめ、経営所得安定対策や日本型直接支払制度などを効果的に活用し、食料自給率の向上に向けて農業生産の拡大が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、遊休農地の解消及び職員体制の強化についてでございます。

本市においても担い手の高齢化が進行し、今後、後継者不足や受け手が見つからない農地が増え、遊休農地が増加することが懸念されます。この課題に対応するため、今年度実施します人・農地プランの実質化に向けて、地域の皆さんの話し合いを支援し、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのかなどの方針を定め、新規就農者支援事業や新規就農者ステップアップ事業による新規就農者の確保や、県やJ A山口県等と連携した事業継承の推進により、遊休農地の解消を図ってまいります。

また、ほ場整備の推進についてでございます。

農業の生産性の向上や、効率的な農業を展開するためには、ほ場整備を推進することが必要不可欠でございます。本市のほ場整備は、大道地区に加えまして、今年度新たに奈美地区における34ヘクタールのほ場整備に着手し、上右田地区においては25ヘクタールのほ場整備に向けた事前調査を行うこととしております。

市といたしましては、県としっかりと連携し、ほ場整備の円滑な事業推進を図り、また他の地区につきましても、ほ場整備が進むよう、ほ場整備に向けた地元の話し合いを支援してまいります。

こうした中で、地域においてほ場整備の機運が高まり、地元の皆様の方針がまとまれば、ほ場整備に係る予算の確保に向けてしっかりと取り組むことはもちろん、必要に応じて職員体制の強化も図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

その他の質問につきましては、産業振興部長のほうから御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 私からは、3点目以降の4点の御質問にお答えいたします。

まず、3点目の事業継承についてです。

県では、今年度から経営継承円滑化推進の仕組みづくりに取り組まれています。この取り組みは、移譲を希望する農業者と継承を希望する農業者の調整役となる経営継承コーディネーターを公益財団法人やまぐち農林振興公社に配置し、広域での経営継承や現地研修の受入調整を行い、事業継承の問題を総合的に解決するものでございます。

現在、県では、コーディネーターの人選を進められており、市といたしましては、継承希望者や移譲希望者の情報を収集し、公社や関係機関と連携して経営継承の円滑化に取り組んでまいります。

次に、4点目の農家向け制度の周知についてでございます。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者が事業全般に広く使える国の給付金で、農業者の方も対象になります。去る6月4日には、デザインプラザHOFU4階に国の申請サポート会場が開設され、事業者への申請手続の支援が行われております。

制度の周知につきましては、市広報や市ホームページ、JA山口県の広報誌で行っているところがございます。

また、経営継続補助金は、国の第2次補正予算で国会に提出された事業で、販路開拓や事業継続のための機械等の導入や人手不足解消の取り組みを総合的に支援することにより、地域を支える農林漁業者の経営の維持を図るもので、一般社団法人全国農業会議所が申請事務局となるものがございます。去る6月12日に、国の補正予算が成立いたしましたことから、今後市のホームページへの掲載や認定農業者等へチラシを送付するとともに、JA山口県や関係機関と連携し、農業者の方への周知に努めてまいります。

なお、さきに市長が申し上げましたが、本市においても、事業環境の変化に対応する設備投資等や感染防止対策に取り組む全ての事業者を支援するため、地域産業促進事業補助金を6月補正予算に計上しておりますので、国の事業にあわせて周知を行い、多くの農業者の方にも御利用いただきたいと考えております。

次に、5点目の国の収入保険制度への掛金助成等についてでございます。

収入保険は平成31年1月から開始された制度で、農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などにより売り上げが減少した場合、その減少分の一部を補填する保険でございます。収入保険の保険料については50%、積立金については75%の国庫補助があり、加入者の負担軽減が図られております。

そこで、まずはこの制度の加入を促進することが重要であると考えておきまして、今後、市ホームページへの掲載や認定農業者等へチラシの送付など、実施主体である山口県農業共済組合や関係機関と連携し、加入促進を図ってまいります。

最後に、6点目の農機レンタルの仕組みの構築についてでございます。

農業機械のレンタル制度につきましては、議員や農林業政策懇話会等での御意見、御要望を踏まえ、JAが取り組むタマネギ機械のレンタル制度への補助事業を今年度から新たに創設したところがございます。現在、JAと機械の選定について協議を行っており、秋のタマネギ作業までには機械を購入し、レンタルを開始したいと考えております。

御質問の農機レンタルの仕組みの構築についての来年度に向けた展望でございますが、まずは今年度新たに創設いたしました制度がしっかりと定着するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、農機レンタルの仕組みの構築に多面的機能支払交付金を活用できるよう農林水産省へ要望してほしいとの御質問です。

本交付金は、営農の範疇となる活動は対象外となっておりますことから、国への要望については検討課題とさせていただきますが、こうした交付金の制度も含め、本市の農業振興につながる施策については、必要に応じ、国や県へ働きかけを行っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○15番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

自給率の向上、そしてほ場整備のことについて、よい御答弁をいただきありがたく思っております。

1点だけ部長さん、教えてほしいんですけど、主要穀物の自給率向上のうち、特に大豆については防府市内つくっていないんですよ。自給率ゼロ%のはずでございます。

市として独自のその数値を定めることはされないということでしたけど、それはそれでいいと思うんですけど、現場で上げていく努力、なるべく地場で使うものは地場でつくと。やっぱりコロナの影響もあって、これからはそういう時代に突入してくるんだろうと思います。やっぱり、米はたくさんつくられております。小麦もほ場整備をやられた大道なんかをメインに、西浦とかその辺でつくられております。

ただ、大豆もしっかりと地元でつくっていかなければいけないと思っておるところでございます。なかなか、ただ大豆つくろう、私も来年、実際種をまいてみようと思っておりますけど、結局、収穫機1,000万円ぐらいするんですよ。これなかなか新たなチャレンジするのに、できるかどうか分からない状態で、そんな設備投資できないわけなんですね。財閥だったらいいんですけどね。そんなわけではないんですね。

なので、今、奈美地区とかでも今後ほ場整備が完成したときには大豆なんかやってみたいというような声もちらほら聞こえてまいります。なので、大豆用の汎用コンバインというんですけど、前がぐるぐる回っていくやつですね。他県で見たりしたのは、これを農業公社で購入して一気にそこで収穫したり、あと国の補助事業を使って乾燥調整施設、選別とか乾燥なんかできる、これ整えたりとか、あと種まき機、播種機を貸し出せるような仕組みですね、機械でだっとまいていくやつなんですけど、こんなのを構築してほしいなと思っておりますけど、市として、部長さんとしての思いを聞かせていただければと思います。お願いします。

○議長（河杉 憲二君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市では大豆の生産がほとんどない状況でございますので、今後大豆生産に対する農業者の御意見を伺いつつ、JA等とも協議を行い、生産振興策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○15番（石田 卓成君） ありがとうございます。しっかりと頑張って、私も協力させていただきますので、仕組みをつくっていただければと思っております。

ここからは要望がかなりまだありますけど、安心して聞いておいていただければ、最後に何かお思いのことがあればお答えいただければと思います。

2点目のほ場整備の推進ですね。職員体制の強化を訴えさせていただいたわけですが、本当によい御答弁いただき、将来地元での機運が高まったときには予算の確保とともに職員体制の強化も検討して下さるということでありがたく思っております。

私、たびたびほ場整備の必要性、この場でも、委員会なんかでも訴えさせていただいておるんですけど、何でこれずっと言っているかと申しますと、野菜なんかの産地化をしたくても、大道のように整備が終わっていないようなところでやろうとした場合、本当水路なんかもうぼろぼろで、漏水がどんどんしてきて、とてもじゃないけど野菜が育てられるような環境にないところが、大道以外ではほとんどのところがそうでございます。

なので、やっぱりまずはそこをしっかりとほ場整備しないと、産地化なんかを取り組んでいきたくてもできないような状況にある。これで強く訴えさせていただいておるわけでございます。しっかりとした御答弁もいただきましたので、今後これも一緒になって頑張って推進していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

3点目の事業継承ですね。これ今年、県のほうがコーディネーターのほうを用意して下さるということで、これについては今回なぜ取り上げさせていただいたかと申しますと、これから数年で高齢化した、水稻をメインでやられている土地利用型の認定農業者が次々と、先ほども申しました、リタイアしてしまうわけなんですけど、5ヘクタールとか10ヘクタールとかいう規模で耕作されている担い手が突然リタイアされた場合、そして残された遺族が農機具処分してしまった場合は、本当もともとその担い手が耕作していた何十枚という農地が宙に浮いた状態になって、誰も耕作してくれないと、地域でも引き受けられないと、こういう状況になってしまうわけでございます。

一方、近年、施設園芸で新規就農される方が多いんですけど、こういった若い担い手の方の、ほぼ全員と言ってもいいと思うんですけど、なかなか先ほども言ったように、経営

が成り立つようになっていかないという問題が実際に現場では発生しております。ただ、本当、先ほども申しました、本人の努力が足りないとかいろいろ言われる方もおられますけど、基本的に、仕組み的にかなりやっぱり本当に成り立たすのは難しいんだろうと思っております。

あまり当初立てた計画に縛られるんじゃないくて、こういう事業継承ということも視野に入れていただきながら、そういう土地利用型の担い手への、農繁期ですね、水稲の今時期、作付時期やら収穫時期やら、こういうときに手伝いに入ることによってコミュニケーションを図っていただければ、必ず相性の合う方って何人か、手伝いに行けばあるはずでございます。そっちも事業を継がしてもらおうというか、それも含めた経営というのができるようになれば、施設園芸だけじゃ厳しいけど、かなりよい経営内容になっていくんじゃないかなと。

今までは、どっちかというと施設園芸のほうは、自分の経営のための農業なんですけど、土地利用型の農業というのは、地域の耕作できなくなった農家さんや、地域でもう耕作できないから、誰も後継ぎやってくれないからと困っている人たちを支えるためのものでもございますし、そうなれば逆に周りの方が支えてくださるようになっていくものでございます。

施設園芸とそういう土地利用型、あわせてやることによって、本当は土地利用型の農業10ヘクタールやるのに大体たぶん3,000万円から5,000万円ぐらい初期投資が、機械がすごい高いんですね、かかってしまうんですけど、これを本当に譲ってやるよと言ってくださる方がおられれば、もう後継ぎいないからということでですね、もう初期投資ほとんどかからないんで、すぐに成り立つようになる仕組みができるわけでございます。

私なんかもそうなんですけど、私も娘しかおりませんので後継ぎおりませんけど、やっぱり10ヘクタールちょっとやっているんですけど、今までつくってきた皆さんが、地主さんから預かってきてつくってきた、守ってきた農地が今後も守られることというのが、一番自分としてもうれしいわけでございます。そういった農家さん多いと思います。

なので、昨日も手伝いに来てくださった方が後継いでくれればうれしいのになと思ったりしたんですけど、そんな方いらっしゃったら全部譲って何ら問題ない。当然ただです。地域それで守ってくればそれでいいわけでございます。そういう思いが強い方が、土地利用型として結局たくさん面積で頑張っておられるはず、現状そういうはずなので、そういうふうな農繁期のマッチングも含めてしっかり進めていただければうれしく思います。

なかなかただ、そういう方いらっしゃるんでしょうけど、見つけるの本当に大変だと思うんです。そこで、今年度実施される人・農地プランの実質化ですね。これ、地元の核と

なる農家さん、せっかく話し合いで集まってくださいますので、そういったときに、「こういったことも今行政として進めていますからどうですかね」と投げかけていただければ、簡単にリスト化というのもできると思いますので、その辺も含めて考えていただいて、防府の土地利用型農業の将来に道筋をつけていただきますようお願いいたします。

4点目に触れさせていただいた、今議会の予算案にある、先ほども御答弁いただきました1億円の地域産業促進事業補助金、コロナ対策と合わせて2億円なわけでございますけど、先ほど申した経産省の持続化給付金や農水省の経営継続補助金、これ商工会議所や農協なんかと一緒に将来の改善計画をつくって、これで一緒になって申請するわけですね。窓口が商工会議所とか農協になって申請するんですけど、経産省のほうが大体採択率が7割ぐらいと聞いています。残り3割、一緒になってせっかくつくっても通らなかったりするわけでございます。

で、農水のほうが、予算額が200億円だったと思います。なので、大臣は全農家使ってもらいたいと言われてますけど、多分足りないんじゃないかなと思っております。

せっかくなんで、市のほうで1億円も出して予算案計上して下さっているわけなんで、国のほうで採択されなかった方、これは絶対に市の事業のほうで救ってあげていただきたい。本当1人漏れなく申請された方を救えるように導いてあげていただきたいなと思いますので、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

質問項目が長いので結構ありますね。

5点目の収入保険ですね。調べたところ、9つの道県のそれぞれ1から7の市町で5から30%程度の補助を行っている。これ、もともと農業共済組合、ここは独立してありますけど、他県では行政がやっていたところが多いみたいで、そういったところがメインでやられていることもあるようでございます。

何でこれ申したかと申しますと、最近、地域で頑張っているなと思う農業者に、「認定農業者になってください」とお願いするにも、メリットというのが本当今なくて、なかなか「それ何の得になるんか」とか、「何でそれ必要なんか」と言われたとき、すごい勧めにくいなと常々思っているわけございまして、市内に今100名程度いらっしゃいますけど、こういった方には本当しっかり頑張っていたいただきたいなと思いますし、そのメリットとして提示できるものがもしあれば、勧めやすくもなるなと思いましたので、このたびこのように要望させていただいた次第でございます。

なかなか財政状況も厳しい中であって大変だと思いますけど、またぜひ御検討いただければうれしく思いますのでよろしくお願いいたします。

あと、6点目に申させていただいた、多面的機能支払交付金の使途拡大でございますが、

農水省側の見解では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の第3条に抵触するんだというふうに、営農目的だから使えないんだと、要は言われるわけなんですけど、先ほども申しましたように、最初から赤字と分かっている、農地を保全するために植えているのがどこが営農なのかなと個人的には思っているわけでごさいます。

ただ、そういった方々にも、先ほども申しましたけど、頑張っていたかかないと、なかなか非効率なところなんかは守っていけないという事情もありますので、今後解釈を変えてくださるように私も頑張ろうと思っておりますけど、市当局としても、そういう会議なんかとかありましたら、声を上げていただくとうれしく思いますのでよろしく願いいたします。

あと、レンタルの話ですね。去年からしつこく何回も何回も、農林業政策懇話会でも委員さんが何回か、かなりの方が要望されていましたが、使用時期の重ならないものはそこまで難しくないんじゃないかなと。やっぱり重なるものが難しいと思うんですよね。なので、まずは使用時期があんまり重ならないなど、年に1回、2回しか使わないけど——ただ、自分でそういうのを皆今はそろえているんです。まあ、うちに借りに来られる方もおられるんですけど、基本的にはそろえておられるんです。

ただ、1回、2回しか使わんもんを各自がそろえていたら、当然経営は成り立たなくなりますので——と言っていたら2分になりましたね、もうそろそろ終わりますんで——成り立たなくなりますので、まずはそういったものからでもスタートしていただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきたいと思いますと思っておりますけど、何かここまで御所見等ありましたらよろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） ただいま石田議員から、本当に多角的にいろいろな御要望がございました。

各担当部局のほうでしっかりとまた検討もすることだと思いますけれども、まとめてちょっと申し上げさせていただきますと、最初に申し上げましたように、防府市の農業を守り、発展させることは重要であると。そのときの考え方として、まず農業は、先ほど議員も申されましたけれども、施設型もありますけれども、土地利用型ということで、地域を守る、土地を守るという大きな役割がございます。

それにつきましては先ほどあったように、大きい、5ヘクタール、10ヘクタールやっている農家の方がやめられるといったことは、地域にとって大きな影響がございます。そういうものはしっかりと対応していかなければならないと考えております。

また、もう一方で、農業ももうからなければ意味がございませぬ。施設型農業もそうで

ございますけれども、おのこの農家がしっかりともうかるようなシステムということで、ほ場整備もございますけれども、そのようなことを今後しっかりとしていきたいと思っております。

それと、もう一点は、緊急対策としてコロナ対策だと思っております。今回経産省また農林水産省のほうから補助制度ができておりますけれども、加えまして市単独でもこのたび制度を創設させていただきました。それらをしっかりとミックスして、コロナ対策にも取り組んでいきたいと思っております。

また、農業というのは、短期的でなく大変長期的な面がございます。多面的の制度、日本型直支、そういうものも含めながら全体でしっかりと、ほ場整備も進めながら取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも御支援、御協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○15番（石田 卓成君） 力強いお言葉ありがとうございました。今後期待しておりますので一緒になって頑張っていければと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、15番、石田議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩といたします。

午後0時12分 休憩

午後1時13分 開議

○議長（河杉 憲二君） まだ2分早いですけれども、全員おそろいですので会議を進めたいと思います。

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。次は、16番、上田議員。

〔16番 上田 和夫君 登壇〕

○16番（上田 和夫君） 会派「自由民主党」の上田和夫でございます。

質問前に、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に関しましては、1日も早い収束を願ってやみません。本市においても、市長をはじめ、職員の皆様や医療関係の皆様等、新型コロナウイルス対策に携わっておられる皆様に心より感謝を申し上げます。日々、市民のために様々な工夫や努力をしてくださっていることに心から敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして、中関方面から県立総合医療センターへの道路計画について

て質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

現在、市では、富海地区の国道2号の4車線化への拡幅工事や、牟礼地区の県道防府環状線、市道新橋牟礼線の整備が進められ、北東側を中心に道路アクセスが強化されていると認識をしております。

これらの道路は、災害時・緊急時の救助・救援活動、緊急輸送、物資輸送に非常に大きな役割を有しており、近年の全国的に多発するようになった豪雨災害、地震災害、いつ押し寄せてくるか分からない新型コロナウイルスの感染第2波の拡大に備える意味でも、その役割、役目がますます大きくなっていると感じているところでございます。

このような整備が進むことは大変喜ばしいことではありますが、中関地区においては、地域住民の県立総合医療センターへ向かうためのルートが現在、市役所東、市街地の中を経由する県道防府停車場向島線の1ルートのみとなっております。

県立総合医療センターは、県内唯一の第一種感染症指定医療機関とされており、このたびの新型コロナウイルス感染症の受入病床でもある医療の重要な拠点でございます。

そこに向かうための県道防府停車場向島線は、朝夕の通勤時はもとより、恒常的に渋滞が慢性化しており、中関地区などからの救急搬送には、搬送自体に時間がかかってしまう危険性が想定され、住民は不安な日々を強いられ、特に御高齢の方は体調管理に気をつけて過ごされているところでございます。

仮に、県道防府停車場向島線において渋滞が著しい場合や災害が発生した際には、航空自衛隊北基地の西側を経由して大崎橋へ向かい、県立総合医療センターを目指すこととなります。その場合、大崎橋を渡り切った交差点においては右折と左折に分かれ、次に挙げる諸問題がございます。

まず、右折ルートは、国道の下をくぐり抜け、県立総合医療センターに行く経路となっており、道路が非常に狭く、道路の形状の関係上、浸水の可能性が高いルートとなっております。

一方、左折のルートについては、その先の信号交差点を右折し、国道を経由する少し遠回りでの県立総合医療センターへのアクセスのほか、この信号交差点を直進して玉祖小学校前を通り、生活道路を抜ける県立総合医療センターへのルートがあります。

どちらも、渋滞や時間がかかってしまうなど、どう考えても救急搬送には適さない状況となっております。

これから梅雨や台風時期に入り、21年災害を経験した本市においては、気の抜けない日々が続くことと思います。私が一番懸念しているのは台風による高潮災害です。中関地区では3メートルから4メートルの浸水区域で、近隣の地区についてもほぼ全域が浸水区

域に指定されております。

市内でも比較的人口が多い本地区の住民が避難することとなった場合、その緊急避難においては、本地区のマツダ中関工場やブリヂストン防府工場、東海カーボン等から多数の従業員もあわせて避難することとなりますから、それらに耐えられるルートを形成する必要があるのではないのでしょうか。

現在、市で検討されておられる佐波川右岸の防災公園の利用を考えても、中関から県立総合医療センターまでのルートが必要なのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねをいたします。先ほど申しました多くの点から、中関方面から県立総合医療センターまで直結する新たなアクセスについて御検討いただきたいと考えますが、御所見をお伺いいたします。中関地区の安全・安心な生活を確固たるものとするためにも、ぜひともよろしくお願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 16番、上田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 上田議員の中関方面から県立総合医療センターへの道路計画についての御質問にお答えいたします。

私は市長就任以来、安全・安心の対策は最重要課題であると申し上げ、このたびの行政報告でも述べましたとおり、次期総合計画は分かりやすい計画を目指しており、その中で具体的な道路整備も示した広域交通網の構想も位置づけたいと考えております。

防府市における広域交通網は、緊急時における市民の生命、財産を守る役割はもちろんのこと、何よりも人や物を目的地に運ぶ重要なインフラでなければなりません。

現在、防府市の道路につきましては、令和7年に完成予定の富海地区の国道2号の4車線化をはじめ、防府環状線の牟礼地区における国道2号への接続、新田地区の4車線化、また小野地区と牟礼地区を結ぶ基幹農道牟礼小野線の整備も進めているところです。

さらに、山口市と連携いたしまして、大道地区の国道2号の4車線化に向けて国への要望活動に力を入れているところでございます。市議会議員の皆様のお力添えもお願いしたいと考えております。

こうした中で、議員お尋ねの道路は、平成27年3月に中関方面から国道2号までが整備されておりますが、国道2号から県立総合医療センターへのアクセスにつきましては、お示しの中関方面、さらには華城方面の方々からを中心に、本当に多くの市民の皆様からも改善してほしいとの意見を伺っており、私もそのように認識しております。

また、現在検討しております佐波川右岸地域の広域防災公園につきましては、右岸地域のみならず左岸地域の市民の皆様のご活用も十分に想定されますことから、防災上も整備を

急ぐ道路だと考えております。

近年、全国的に多発する災害に備えた広域交通網として、現在整備が進む小野、牟礼、新田から続く路線とあわせ、当該道路の整備は、防府市の環状ルートの形成・完成につながるものであり、市民の安全・安心を守る観点からも必要であり、急ぐべきであると考えております。

さらには、国道2号の拡幅とあわせた物流ネットワークとして、マツダ、ブリヂストンをはじめとする沿海部の多くの企業の経済活動への貢献も期待されます。

このため、当該道路の整備に向けまして、次期総合計画に当該道路も含めて防府市の環状ルートの形成をしっかりと位置づけ、この構想のもと、当該道路の早期整備が図られるよう、山口県へ整備していただくよう、しっかりと要望していくこととしております。

以上、御答弁申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 上田議員。

○16番（上田 和夫君） 大変前向きな御答弁ありがとうございました。

大崎橋から総合医療センターへのアクセス道路は、中関また華城地域の住民の悲願でございます。その道路を、広域交通網を形成するルートとして総合計画に位置づけていただき、そして県道として整備していただくよう、山口県へも要望していただけるということですので、大変うれしく思っております。

まさに、きょうは中関住民悲願の道路整備に向けて一步を踏み出したと確信をいたしております。実現に向けてさらに進んでいただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、16番、上田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、7月8日午前10時から開催といたします。その間、各委員会におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、午後1時35分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は全員協議会室に御参集していただきたいと思っております。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後1時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月22日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 清 水 浩 司

防府市議会議員 藤 村 こずえ